

告示第 1540 号（令和 7 年 4 月 1 日施行） 主な改定内容

該当告示		改正内容
前文		<ul style="list-style-type: none"> 木質接着パネル工法（木質プレハブ工法より名称を変更）に関する告示を別途新設することに伴い、告示第 1540 号から関連する規定を削除した。 告示第 1541 号を廃止し、告示第 1540 号と告示第 1541 号を統合し規定を整理した。
第二材料	第二号	床版、屋根版の面材に MDF を追加した。
第四床版	第三号	床根太相互及び床根太と側根太との間隔が 65cm を超える（ただし 1m 以下）場合に、当該部位の計算でも可能になった。
	第六号	床材に以下が追加された。 <ul style="list-style-type: none"> 床根太間隔が 50cm 以下の場合に、厚さ 12mm 以上の化粧ばり構造用合板 床根太間隔が 50cm 以下の場合に MDF
	第七号 イ	ただし書き「接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においてはこの限りでない。」が、イとして定義された。
	第七号 ロ 【新設】	当該部位の計算により、同表に示す緊結方法以外も可能になった。
	第八号	2 階以上の床を、RC 造、CLT、軽量 H 形鋼を用いる場合の構造計算に、施行令第 82 条の 6 第三号（建築物の地上部分について、国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準に適合）を追加した。
第五壁等	第一号	木質接着複合パネルと他工法の併用禁止の告示を削除。 これに伴い、従前の第二号が第一号、第三号が第二号（これ以降同様）と繰り上がった。
	第四号 イ	存在壁量に準耐力壁等（準耐力壁、垂れ壁・腰壁）を算入できるようになった。
		地震力に対する必要壁量がイに規定され、階の床面積に乗ずる数値が廃止され、以下の式により算定することになった。 $L_w = (A_i \cdot C_o \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_f i)$
		小屋裏面積の告示が、告示第 1351 号から告示 1100 号第三第二項に変更になった。
		各階各方向の準耐力壁による存在壁量の合計は、必要壁量の 1/2 未満とする。
	ロ	風圧力に対する必要壁量がロに規定された。
	表一 【新設】	従前告示第 1541 号第一第五号表一の壁倍率（たて枠間隔 50cm 超）が同表に統合された。
		従前告示第 1541 号第一第五号表一 - 二の壁倍率（たて枠間隔 50cm 以下）が同表に統合された。
	表一、表二 共通	壁倍率の最大は 7 倍まで認められた。 横架材間距離が 3.2m を超え、筋かい耐力壁を用いる場合は以下の式で壁倍率を低減することが追加された。 $\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_o$
		表三 【新設】
表四	見付け面積に乗ずる数値が表二から表四に変更になった。 見付け面積に乗ずる数値に変更なし。	

第七 小屋組 等	第二	たるき相互の間隔が65cmを超える（ただし1m以下）場合に、当該部位の計算でも可能になった。
	第八	屋根下地材に以下が追加された。 ・たるき相互間隔が50cm以下の場合に、厚さ9mm以上の化粧ばり構造用合板 ・たるき相互間隔が50cm以下の場合にMDF
	第九 イ	ただし書き「接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。」が、イとして定義された。
	□ 【新設】	当該部位の計算により、同表に示す緊結方法以外も可能になった。
第九	第一	保有水平耐力と同等以上に安全性を確かめる構造計算に令82条の4が追加された。
第十	【新設】	許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を定めた。
第十一	第一 【新設】	次の1)～3)の条件を満し、建築物の部分に応じた応力割増しを行い、かつ構造計算ルート2を行うことで、地階を除く階数6以下が可能になった。 1)耐力壁の上部の端根太及び側根太は、厚さ89mm以上の集成材規1格に規定する構造用集成材、木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料とし、床根太、耐力壁の上枠又は頭つなぎ及び床材と構造耐力上有効に緊結すること。 2)耐力壁の両端部の周囲の部材の種類及び配置を考慮して、耐力壁の頂部又は脚部に生ずる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことを確かめること。 3)耐力壁の壁材は、構造用合板、化粧ばり構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、構造用パーティクルボード、MDF又は構造用MDFとすること。
	第二	許容応力度計算、偏心率、壁量充足率比（階数3、建物の高さが13m超16m以下）によって構造耐上安全であることが確かめられた建築物等については、以下の仕様規定を適用除外できる。 ・第三第二号 ・第四第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）、第三号（床根太相互の間隔を1m以下とする場合に限る。）、第七号 ・第五第四号、第五号、第六号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が90cm以上である場合に限る。）、第八号、第九号（たて枠と床枠組との緊結）、第十一号、第十四号 ・第七第二号（たるき相互の間隔を1m以下とする場合に限る。）、第九号
	第三	許容応力度計算、壁量充足率比（階数3、建物の高さが13m超16m以下）によって構造耐上安全であることが確かめられた建築物等については、以下の仕様規定を適用除外できる。 ・第三第二号 ・第四第三号（床根太相互の間隔を1m以下とする場合に限る。）、第七号 ・第五第四号、第八号、第九号（たて枠と床枠組との緊結）、第十四号 ・第七第二号（たるき相互の間隔を1m以下と限る。）、第九号
第十二	【新設】	規則第八条の三に規定する技術的基準に適合する構造方法は、第四及び第五に定める技術的基準に適合するものとした。